

# 実習のしおり

～相談援助実習・介護福祉実習～

高齢者総合福祉施設 虹ヶ丘

## 実習のしおり

高齢者総合福祉施設 虹ヶ丘

### 【実習にあたって】

私たち社会福祉法人与謝郡福祉会 高齢者総合福祉施設 虹ヶ丘（以下、「虹ヶ丘」）は、平成11年2月に開設され、約300名近い要介護高齢者やそのご家族を支援する事業所です。虹ヶ丘では、運営方針として掲げている、『～今後ますます需要の増える福祉マンパワーを育成する「人づくりの拠点」としての役割を担いたい。～（中略）～。このことが将来福祉を担う人づくりにつながるだけでなく、施設が果たす地域貢献の一つになるものとする。～』という考えのもとに、これからの社会福祉を担ってくださる学生の皆さんに、相談援助、及び介護福祉の実習の場として当施設を提供し、実習生として受け入れをしています。

ここで働く職員は国家資格をもった者もありますが、といって学生の皆さんと特別違うわけではありません。もし違ふとしたら、現場での経験を一定期間積んでいることだけで、実習生の皆さんのために特別の対応ができるというわけではありません。ですから、実習に来る皆さんには、ただ実習に来れば学べるというような安易な気持ちで実習に臨むのではなく、自ら貪欲に吸収していこうという姿勢を望みます。

実習にあたっては、前もって自分のテーマを決めてきてください。

また、私たちは決して現在の実践がすべて正しいとは考えていません。私たちの仕事の対象は、「あたりまえの生活を支援すること」にあり、これでよいということはありません。実習中に会った場面を、ただ機械的に鵜呑みにするのではなく、よい意味での“批判的な目”をもってほしいと思います。職員も間違いを犯すこともあります。よい面も悪い面もすべてをありのままに受け止め、それを「自分ならどうするか？」と自分自身の頭で考えてもらうことが、もっともよい実習になるのではないかと考えています。

以下、実習にあたっての細かな注意点を述べていきますが、これらの点をふまえつつ、今回の実習がより実りのあるものになるよう、頑張ってください。

## 【実習全般について】

### 1. 食事（昼食等）

給食サービスは、ご利用者だけのものになっています。申し訳ありませんが、ご自身で準備してください。食べる場所や時間は、現場の実習担当職員の指示に従ってください。ただし、「ふれあいホーム神宮寺」における実習においては、1食570円で提供しています。

### 2. 服装

- ・実習中の服装は自由です。動きやすい服装を各自で判断してください。ただし、他の施設、機関へ見学や研修に行くこともありますので、節度ある服装を心がけてください。
- ・上履きは、各自の物を用意してください（スリッパ、サンダル、厚底靴は危険ですので避けてください）。
- ・入浴介助の見学予定が入っている日は、濡れてもかまわない服装を用意してください（主に、短パンとTシャツを着用しています）。

### 3. 持ち物

- ・各自の持ち物は、各自で管理していただくことを基本とし、提供する下駄箱、ロッカー（鍵を含む）については、期間中の管理責任は、各自にありますので、清潔、紛失等に注意してください。
- ・貴重品は、必要以外持参せず、持参した場合は、貸与したロッカーに鍵をかけて保管するか、各自で管理してください。
- ・実習中、筆記用具およびメモ帳は必ず持参し、記入したメモは、個人情報が入力されている場合、管理は慎重にしてください。
- ・携帯電話、スマートフォン、パソコン等については、休憩時間以外は使用禁止としています。また、所持も基本的に禁止ですので、貸与したロッカーに鍵をかけて保管するようにしてください。

### 4. 実習時間

- ・初日の実習時間は、8:30～17:30です。8:30までに来所し、事務所に声をかけ、事務手続きが必要な場合は、手続きをしながら実習開始時間までお待ちください。
- ・2日目からも基本的には同様ですが、早出や遅出の日もありますので、実習指導者から配

布されたスケジュールに沿って実習してください。

- ・実習時間を厳守し、スケジュールに沿って実習担当職員のところに出向いてください。

#### 5. 宿泊

- ・宿泊を希望する実習生に対して、1泊1000円でゲストルームを提供することができます。必要な場合は、予約制となりますので事前に申し出て下さい。

#### 6. 日程の変更

- ・自己の都合により、やむを得ず実習予定日に休まなければならないとき、あるいは、早退、遅刻しなければならないときは、必ず事前に実習担当職員に申し出てください。
- ・当日、不慮の事故等で出勤できなくなった場合は、必ず連絡を入れてください。
- ・日程の変更等が生じるときは、担当の教員にも連絡を入れてください。

#### 7. 現場担当職員

- ・実習期間中は、配属部署の職員が毎日現場担当職員として付きます。実習内容は、基本的には実習指導者から配布されたスケジュールに沿って行われますが、当日の状況によって変更される場合もあります。実習中は、当日の現場担当職員の指示に従ってください。

#### 8. 実習内容

- ・実習内容について希望がある場合は、遠慮なく実習指導者に申し出てください。
- ・ご利用者に関わる事柄については、本人の了解が必要ですが、特に支障のないものについては、積極的な学習意欲の現れとして、できる限り尊重します。

#### 9. 実習ノート

- ・実習ノートに職員のコメントが必要な場合は、実習担当職員に記入を依頼してください。
- ・実習ノートの提出は翌日までとしますが、職員のコメント記入は、勤務の関係等で2～3日遅れることがありますので、ご了承ください。

#### 10. 健康上の注意

- ・実習期間中に体調を悪くした場合は、遠慮なく申し出てください。

#### 11. 実習期間中の事故

- ・実習期間中の事故は、必ず当日の現場担当職員もしくは実習指導者に届けてください。
- ・ここでいう事故とは、自己またはご利用者の怪我、自己またはご利用者の金品の紛失、物品の破損、ご利用者・職員とのトラブル等があげられます。

## 12. ご利用者よりの依頼

- ・実習時間中、または実習時間外に、ご利用者より個別に対応を依頼された場合、どのような依頼であってもその場で即答せずに、必ず担当職員に確認してから返事を行うようにして下さい。
- ・ご利用者またはそのご家族等から、金品を頂くことは絶対にやめて下さい。対応に困るようなことがあれば、担当職員に相談して下さい。
- ・これから交流したい旨の約束を交わすことは、ご利用者に過度な期待をもたせることにつながるため、絶対にダメとは言いませんが、担当職員に相談した上で、返答するようにして下さい。

## 13. 介助の際の注意点

- ・万一、身体に触れる介助、特にご利用者の身体を抱えたり支えたりする介助をする場合は、必ず職員とともにいき、方法・手順等について、担当職員の指示に従うようにして下さい。
- ・直接介助（ご利用者の身体を抱えたり支えたりする介助）を行う際は、腰に無理がかからないよう身体の姿勢に注意して下さい。

## 13. 秘密の保持

- ・ご利用者より聞いた話は、現場担当職員、実習指導者以外には伝えないでください。
- ・ご利用者があなただけに信頼して話したことは、一切口外しないでけっこうですが、そのことが負担となる場合は、本人と話し、現場担当職員に伝えてください。
- ・実習中に知り得た情報は、ご家族であっても、また実習期間が終了しても、ご利用者の人権を守ることから決して口外しないでください。

## 14. 実習カンファレンス

- ・実習の途中、または最終日に、現場担当職員、実習指導者とともに実習カンファレンスを行います。実習中の感想、疑問に思ったこと、個人的な意見等、どんな些細なことでもかまいませんので、できるだけまとめておいてください。その内容次第で、実習カンファレンスがより実りあるものとなりますし、今後の現場経験に大いに役立ちます。

### 【ご利用者との関わりについて】

1. 虹ヶ丘が支援しているご利用者は、すべての方が、皆さんより生活経験の豊富な人たち

です。言葉遣い・態度等に気をつけてください。

2. ご利用者の支援を行う際は、一人ひとり障害の状態が違いますので、できるだけご利用者の意思を確かめてから進めてください。こちらの思い込みや先回りした知ったかぶりなどで介助や援助を行わないでください。
3. ご利用者のプライバシーを尊重してください。居室に入るときにはノックをし、必ず了解を得てください。また、皆さんは実習の性格上、ご利用者のいろいろな情報を知ることになると思われますが、その知り得た情報を学習の目的を逸脱して、むやみに他に漏らすことはしないでください。実習記録（実習ノート）に記入する際には、A・B・Cや仮名を用いるようにし、その人がわかる名前やイニシャルは使わないでください。
4. 虹ヶ丘は、ご利用者の生活の場でもあります。皆さんにとってはたんなる一つひとつの実習場面であっても、ご利用者から見れば、その一つひとつが生活への干渉にもなります。その点を十分ふまえていただき、学習目的のためにプライベートな部分に関わらせてくださるご利用者に対して、感謝の気持ちをもって関わっていただきたいと思います。
5. 節度をもっていただければ、いろいろなご利用者の方がいますので、積極的に話を聞くことを勧めます。

以上

（施行期日）

この実習のしおりは、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この実習のしおりは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。